

労政時報

<https://www.rosei.jp/readers/>

本誌特別調査

令和3年4月施行 改正高年法への 対応アンケート

(労務行政研究所)

実務解説

改正高年法施行を機に取り組む
60歳超社員の活躍推進

企業事例

東芝の新人事制度

実務解説

令和4年および令和6年10月施行
今から備えておきたい

短時間労働者の被用者保険の適用拡大への対応



労働法令

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部改正について

労働判例

労契法18条による無期転換後の労働条件に関し、同条1項第2文の「別段の定め」はなく、無期転換後に正社員就業規則は適用されない
(ハマキョウレックス事件 大阪地裁 令2.11.25判決)

相談室Q&A

- 内定者に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から海外渡航を禁止できるか
- 試用期間を延長する場合、どのような点に注意すればよいか
- 過去に受けたハラスメントを告発した社員に対し、どのように対応すべきか
- 解雇した社員が孤独死していた場合、会社は責任を問われるか
- ワークেশンのメリット・デメリットと制度設計上の留意点
- 退職代行サービスを通じて退職を申し出た従業員に対し、引き継ぎのための出社を命じることができるか
- 副業を行わないことを募集・採用の条件とすることは可能か
- 社員寮で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、どのように対応すればよいか

【同梱付録】

実務に役立つ法律基礎講座(70)―同一労働同一賃金

INDEX

目次は次ページをご覧ください

TOPICS

6 ニュース 労政ニュース

事業者による合理的な配慮の提供を義務とする障害者差別解消法改正案を国会に提出／
令和3年4月から適用される社内預金の下限利率は引き続き年0.5％／
複数事業労働者の休業（補償）等給付に係る部分算定日等の取り扱い 等

8 労働法令 ここに注目 労働法令のポイント

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の一部改正について

10 労働判例 労働判例SELECT

労契法18条による無期転換後の労働条件に関し、同条1項第2文の「別段の定め」はなく、
無期転換後に正社員就業規則は適用されない（ハマキョウレックス事件 大阪地裁 令 2.11.25判決）

12 労働判例一覧（令和2年11月分）

特集1 本誌特別調査

14 令和3年4月施行 改正高年法への対応アンケート

就業確保措置・再就職援助措置は
“義務化のタイミングでどの措置を講じるか決定する予定”の企業が3～4割で最多

特集2 実務解説

35 改正高年法施行を機に取り組む 60歳超社員の活躍推進

ハード・ソフト両面から各種人事施策の具体的な進め方を解説

三島寛之 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンサルティング事業本部 組織人事ビジネスユニット シニアマネージャー

特集3 人事制度事例シリーズ

53 東芝

行動と成果を適切に評価し、報いる新人事処遇制度を導入、“人基準から役割基準”への転換を図る

特集4 判例解説

70 令和4年および令和6年10月施行 今から備えておきたい 短時間労働者の被用者保険の適用拡大への対応

自社へのインパクトの試算と最新情報収集の必要性

武澤健太郎 特定社会保険労務士 社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所

DATA BOX

- 87 高年齢者の雇用に関する調査(企業調査) (2019年・労働政策研究・研修機構)
- 93 就業形態の多様化に関する総合実態調査 (2019年・厚生労働省)

連載

100 丁寧に考察するジョブ型雇用の人材マネジメント ～経験者によるポイント解説～ 第4回 ジョブ型雇用への移行の方向性を探求する

石黒太郎 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 コンサルティング事業本部 組織人事ビジネスユニット HR第3部長 プリンシパル

108 相談室Q&A

- 内定者に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から海外渡航を禁止できるか……108
- 試用期間を延長する場合、どのような点に注意すればよいか……110
- 過去に受けたハラスメントを告発した社員に対し、どのように対応すべきか……112
- 解雇した社員が孤独死していた場合、会社は責任を問われるか……114
- ワークーションのメリット・デメリットと制度設計上の留意点……116
- 退職代行サービスを通じて退職を申し出た従業員に対し、引き継ぎのための出社を命じることができるか……118
- 副業を行わないことを募集・採用の条件とすることは可能か……120
- 社員寮で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合、どのように対応すればよいか……122

同梱付録

実務に役立つ法律基礎講座(70) 同一労働同一賃金
岩田合同法律事務所